



国土を整え、全力で備える  
国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

2019年（平成31年）2月21日

資料提供先：浜田記者クラブ  
江津記者クラブ  
益田記者クラブ

## 災害時における応急対策活動を支援して 頂ける協力会社を募集します。（追加募集）

国土交通省浜田河川国道事務所では、災害が発生した場合の被害の拡大防止と被害施設早期復旧のため、災害対策応急活動を支援して頂ける協力会社を募集します。

1. 協定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日【1ヶ年】
2. 協定種別 (1) 土木工事に関する基本協定  
(2) 調査・設計、測量、地質調査業務に関する基本協定
3. 協定区間 一級河川 江の川水系・高津川水系及び一般国道9号・191号・山陰道(浜田河川国道事務所管理区間内)
4. 応募期間 平成31年2月21日(木)～平成31年3月13日(水)
5. 募集要領 募集要領は、浜田河川国道事務所ホームページに掲載しています。詳しい内容は、そちらをご覧ください。
6. その他 平成30年4月1日～平成32年3月31日の期間で既に基本協定を締結していただいている方については、今回申請していただく必要はありません。

問い合わせ先：国土交通省 浜田河川国道事務所

副所長(河川)

かねはら かつひで  
兼原 勝英

(担 当) 建設専門官

さとう ひろし  
佐藤 寛

(広報担当) 調査設計課長

ふじた しんじ  
藤田 新治

TEL 0855-22-2480(代表)

URL <http://www.cgr.ml.it.go.jp/hamada/>

## 1. 土木工事に関する基本協定

協定の名称	災害応急対策活動等に関する基本協定
協定の範囲	浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川及び高津川、一般国道9号及び191号、山陰道(供用区間及び事業中区間)を原則とする。
協定の内容	浜田河川国道事務所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、基本協定締結者で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施することを原則とする。
主な応募条件	<p>①中国地方整備局における平成31・32年度の「一般土木工事」又は、「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること。</p> <p>②平成15年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所又は島根県津和野土木事業所が発注した工事の実績があること。</p> <p>③本店又は支店等(資機材、労力等を有すること)が、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏の市町村にあること。          浜田地方生活圏: 浜田市、江津市          益田地方生活圏: 益田市、鹿足郡津和野町・吉賀町          大田地方生活圏: 大田市、邑智郡邑南町・川本町・美郷町</p>
応募の受付期間	平成31年2月21日(木)～平成31年3月13日(水) (休日を除く毎日、9時00分～17時00分)
協定の締結	平成31年3月下旬(予定)
協定の期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日【1ヶ年】
担当部局	浜田河川国道事務所 河川管理課 建設専門官

## 2. 調査・設計、測量、地質調査業務に関する基本協定

協定の名称	災害応急対策活動の調査等に関する基本協定
協定の範囲	浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川及び高津川、一般国道9号及び191号、山陰道(供用区間及び事業中区間)を原則とする。
協定の内容	浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川及び高津川、一般国道9号及び191号、山陰道(供用区間及び事業中区間)において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに浜田河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うことを原則とする。
主な応募条件	<p>①中国地方整備局における平成31・32年度の「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」の一般競争参加資格の認定を受けていること。</p> <p>②平成20年4月1日以降に浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所又は島根県津和野土木事業所が発注した業務(希望する業種)の実績があること。</p> <p>③(1)「土木関係建設コンサルタント業務」          島根県内に本店又は、浜田河川国道事務所管内より概ね2時間以内に本支店(営業所は除く)があること。          (2)「測量」          浜田河川国道事務所管内に本支店(営業所は除く)があること。          (3)「地質調査業務」          島根県内に本店又は、浜田河川国道事務所管内より概ね2時間以内に本支店(営業所は除く)があること。</p>
応募の受付期間	平成31年2月21日(木)～平成31年3月13日(水) (休日を除く毎日、9時00分～17時00分)
協定の締結	平成31年3月下旬(予定)
協定の期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日【1ヶ年】
担当部局	浜田河川国道事務所 河川管理課 建設専門官